

○松野町災害義援金配分委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)により被災した者等に対し、町内外から寄せられた義援金を公平かつ適正に配分するため、松野町災害義援金配分委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(設置期間)

第2条 委員会は、災害発生時において義援金の寄託を受けたときから、義援金の配分が完了するまでの間、設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、義援金の配分に関し、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 配分対象者に関すること。
- (2) 配分基準に関すること。
- (3) 配分時期に関すること。
- (4) 配分方法に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、義援金の配分に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副町長
- (2) 町民課長
- (3) 保健福祉課長
- (4) 会計管理者
- (5) 社会福祉協議会事務局長
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員長)

第5条 委員会に委員長、副委員長を置く。

- 2 委員長は副町長とし、副委員長は町民課長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長がかけたときはその職務を代行する。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条に規定する設置期間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、ふるさと創生課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年7月31日から適用する。